

岩手県告示第810号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成26年11月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成26年11月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人フードバンク岩手
 - (2) 代表者の氏名 小島 進
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市上ノ橋町1番50号
- 3 定款に記載された目的 この法人は、フードバンク事業・困窮者支援事業・就労継続、就労移行支援事業・社会参加促進事業などを行うことで、社会的孤立や貧困、障害、病、災害、差別、環境などで困難な生活や将来に大きな不安を抱く人たちが、自らの自発的な意志と選択により、居場所や役割を享受でき、多様で、幸福と感じられる生活と社会的包摂の実現に寄与し、すべての人が健康で文化的な生活を営める社会の創造を目的とする。